

平成 29 年 2 月 3 日

「第 0 章 総説」案

目次

#0 総説.....	3
#0.1 目録の機能.....	3
#0.2 本規則の目的.....	3
#0.3 他の標準・規則との関係.....	3
#0.3.1 RDA との相互運用性.....	4
#0.4 本規則の概要.....	4
#0.4.1 エレメント.....	4
#0.4.1.1 下位のエレメント.....	4
#0.4.1.2 コア・エレメント.....	4
#0.4.1.3 エレメントの記録の方法.....	4
#0.4.2 属性の記録.....	4
#0.4.3 資料の種別.....	5
#0.4.4 アクセス・ポイントの構築.....	5
#0.4.5 関連の記録.....	5
#0.4.6 書誌階層構造.....	5
#0.4.7 記録の順序等.....	5
#0.4.8 語彙のリスト等.....	6
#0.4.9 保留している部分.....	6
#0.5 本規則の構成.....	6
#0.6 別法と任意規定.....	8
#0.6.1 別法.....	8
#0.6.2 任意規定.....	8
#0.7 例示.....	9
#0.8 優先言語・文字種の選択.....	9
付表 コア・エレメント一覧.....	9
表現形の属性.....	9
著作の属性.....	10
表現形の属性.....	11
個人の属性.....	11
家族の属性.....	11
団体の属性.....	12
資料に関する基本的関連.....	12

平成 29 年 2 月 3 日

資料と個人・家族・団体との関連 .....13

## #0 総説

### #0.1 目録の機能

目録は、利用者が資料を発見・識別・選択・入手するための手段を提供し、資料のもつ潜在的な利用可能性を最大限に顕在化する道具でなければならない。

目録データは、種々の利用者ニーズに対応する必要がある。利用者ニーズには、次のものが想定される。

- a) 特定の資料の発見
- b) 次の資料群の発見
  - ① 同一の著作に属するすべての資料
  - ② 同一の表現形を具体化するすべての資料
  - ③ 同一の表現形を例示するすべての資料
  - ④ 特定の個人・家族・団体と関連を有するすべての資料
  - ⑤ 特定の主題に関するすべての資料
  - ⑥ 言語、出版地、出版年、表現種別、キャリア種別、その他の検索項目によって特定されるすべての資料
- c) 特定の実体の識別（記述された実体と求める実体との一致の確認、類似する複数の実体の判別）
- d) ニーズに適合する資料の選択
- e) 選択した資料の取得またはアクセスの確保
- f) その他の資料への誘導

### #0.2 本規則の目的

本規則は、#0.1 で示した目録の機能を実現するために、日本における標準的な規則として策定された目録規則である。

本規則は、公共図書館、大学図書館、学校図書館など、多様なデータ作成機関における使用を想定している。また、国際的な標準に準拠する一方、日本語資料の特性や従来の規則との継続性も考慮している。

### #0.3 他の標準・規則との関係

1990 年代後半以降、相次いで目録の新しい概念モデルである FRBR、FRAD、FRSAD、それらに基づく国際標準である ICP、ISBD、および準国際的に普及しつつある目録規則 RDA が刊行された。これらのモデル、標準、規則によって果たされる目録の機能改善の重要性と、書誌データ、典拠データの国際流通の必要性に鑑みて、本規則はこれらの標準・規則との整合性を保つものとする。特に、RDA の各規定との対応を明確にする。

コメントの追加 [A1]: 参考) 国際目録原則 (2009)  
[http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/icp/icp\\_2009-ja.pdf#page=4](http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/icp/icp_2009-ja.pdf#page=4)

コメントの追加 [A2]: 現 NCR 0.1

### #0.3.1 RDA との相互運用性

本規則は、作成されたデータが国際的に流通可能であること、および RDA に従って作成されたデータが日本でも利用可能であることを念頭に、RDA との相互運用性を意識して策定している。本規則の各規定と RDA との各規定の対照表を、付録で示す。

## #0.4 本規則の概要

### #0.4.1 エレメント

本規則は、目録の機能の実現に必要となる、実体の属性および実体間の関連を「エレメント」として設定し、記録の範囲や方法を規定する。

#### #0.4.1.1 下位のエレメント

エレメントを細分する場合がある。この場合、下位のエレメントには、エレメント・サブタイプとサブエレメントがある。

エレメント・サブタイプは、エレメントを種類によって区分した下位のエレメントである。例えば、エレメント「タイトル」における本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報などである。

サブエレメントは、エレメントの構成部分となる下位のエレメントである。例えば、エレメント「出版表示」における出版地、出版者、出版年などである。

#### #0.4.1.2 コア・エレメント

エレメントのうち、資料の発見・識別に欠かせないものを「コア・エレメント」と設定し、記録を必須とする（参照：本章末尾の附表）。当該のエレメントがコア・エレメントであるとき、「記録の範囲」においてその旨を明記した。明記していないエレメントは、任意のエレメントである。

#### #0.4.1.3 エレメントの記録の方法

記録の方法の観点から見て、エレメントには次の種類がある。

- a) 情報源に表示された情報からの転記を原則とするエレメント
- b) 統制形による記録を行うエレメント
- c) 提示された語彙のリストからの選択を原則とするエレメント
- d) 計測した値（量や大きさなど）の記録を原則とするエレメント
- e) 上記のいずれにもよらず、文章等により記録を行うエレメント

（参照：#1.9 を見よ。）

### #0.4.2 属性の記録

実体ごとに、その発見・識別等に必要な属性のエレメントを設定している。このうち、**体現形に関する属性の記録が、資料の識別に根幹的な役割を果たす。**

著作、表現形、個人、家族、団体、概念、物、出来事、場所に関する属性の記録の多くは、典拠コントロールに用いる。

**コメントの追加 [A3]:** 書写資料や絵画等についても、個別資料から「体現形に関する属性の記録」が作られると解釈し、この枠内とみなす。

#### #0.4.3 資料の種別

資料の種別について、表現形の種類を表す「表現種別」（参照：#5.1 を見よ。）、体現形の種類を表す「機器種別」（参照：#2.15 を見よ。）と「キャリア種別」（参照：#2.16 を見よ。）、刊行方式の区分（参照：#2.12 を見よ。）を設定して、多元的にとらえる。

従来の目録規則がとっていた資料種別による章立ては行わない。属性等の記録において、特定の種別の資料に適用される規定がある場合は、原則として一般的な規定の後に置く。

#### #0.4.4 アクセス・ポイントの構築

実体ごとに、規定に基づいて必要な属性を組み合わせ、実体に対する典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントを構築する。

#0.1 に挙げた機能を実現するためには、典拠コントロールを行う必要がある。当該実体を他の実体と一意に識別する典拠形アクセス・ポイントは、典拠コントロールに根幹的な役割を果たし、関連の記録にも用いる。他方、異形アクセス・ポイントは、典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から実体を発見する手がかりとなる。

両者は、ともに統制形アクセス・ポイントである。ほかに非統制形アクセス・ポイントがある。なお本規則では、統制形アクセス・ポイントを、単にアクセス・ポイントとよぶことがある。

（参照：#21 を見よ。）

#### #0.4.5 関連の記録

資料や実体の発見、識別に必要な、実体間の様々な関係性を表現する、関連のエレメントを規定している。

関連する実体の識別子、典拠形アクセス・ポイント等によって、関連の記録を行う。エレメントによっては、関連の詳細な種類を示す「関連指示子」を設け、用いる語彙のリストを提示する。

#### #0.4.6 書誌階層構造

体現形の構造を固有のタイトルを有する複数のレベルから成る書誌階層構造ととらえ、記述対象を任意の書誌レベルから選択できることとする。特に、形態的に独立した資料だけでなく、その構成部分も記述対象とできるよう規定した。一方で、記述対象として選択することが望ましい基礎書誌レベルについても規定している。書誌階層構造は、FRBR で規定する体現形における関連の一種（全体と部分）に相当する。

（参照：#1.5.1 を見よ。）

#### #0.4.7 記録の順序等

規定対象をエレメントの記録の範囲と方法に限定し、エレメントまたはエレメントのグループの記録の順序、エンコーディングの方式、提供時の提示方式は、原則として規定しない。

コメントの追加 [A4]: 非統制形アクセス・ポイントの規定の要不要については、引き続き検討課題である。その結果に合わせて、この表現を確定する。

コメントの追加 [A5]: 現 NCR 0.8

コメントの追加 [A6]: 用語解説が必要。この用語の使用について目録委員会で議論があり、「タイトル」とするのが望ましいとする意見があった。（#0.4.6 も参照）

コメントの追加 [A7]: この表現をめぐって、特に「望ましい」とすることについて議論があった。

ただし、典拠形アクセス・ポイントの構築については、優先タイトルまたは優先名称に付加する識別要素の優先順位を規定する。

なお、付録で、ISBD および MARC 21 フォーマット（書誌データ用および典拠データ用）に対する各エレメントのマッピングを例として示す。

#### #0.4.8 語彙のリスト等

本規則では、値の入力に用いる語彙のリストを提示しているエレメントがある。それらのエレメントでは、提示されたリストから入力する値を選択することを原則とする。ただし、適切な用語がない場合に、データ作成機関がリスト外から簡略な用語を採用して記録することができるリストもある。

この種のエレメントについては、使用する語彙体系を明確に識別すれば、本規則が提示した語彙とは異なる体系を使用してもよい。

あるエレメントについて単一の名称や用語を入力すると規定している場合は、使用する語彙体系を明確に識別すれば、任意の体系に基づく値で代替してもよい（例：ISO 3166-1 の国名コードの使用）。

#### #0.4.9 保留している部分

他の標準・規則の状況を勘案し、次の事項に関する部分は規定の策定を保留しており、現時点では未刊行である。

- a) 概念、物、出来事の属性およびアクセス・ポイントの構築
- b) **名称を除く**場所の属性およびアクセス・ポイントの構築
- c) 体現形、個別資料のアクセス・ポイントの構築
- d) 資料と主題との関連
- e) 主題間の関連

第 1 章以下では、全体構成を示す場合などを除き、保留している部分に言及しない。

#### #0.5 本規則の構成

「第 1 部 総説」では、本規則全体を通じた一般的事項を「第 0 章 総説」で述べる。「第 2 部 属性」は、大きく「属性の記録」と「アクセス・ポイントの構築」に分かれる。

「属性の記録」は、次のセクションおよび章から構成される。

セクション 1 属性総則

第 1 章 属性総則

セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料

第 2 章 体現形

第 3 章 個別資料

第 4 章 著作

第 5 章 表現形

コメントの追加 [A8]: 厳密には、名称も行政地名に限られている。

コメントの追加 [A9]: 現 NCR「序説」の「用語について」に類する内容を入れるならば、この位置が考えられる。現時点では取り上げるべき用語が明確でなく、今後の課題とする。

平成 29 年 2 月 3 日

セクション 3 個人、家族、団体

第 6 章 個人

第 7 章 家族

第 8 章 団体

セクション 4 概念、物、出来事、場所

第 9 章 概念 (保留)

第 10 章 物 (保留)

第 11 章 出来事 (保留)

第 12 章 場所 (一部保留)

「アクセス・ポイントの構築」は、次のセクションおよび章から構成される。

セクション 5 アクセス・ポイント

第 21 章 アクセス・ポイントの構築総則

第 22 章 著作

第 23 章 表現形

第 24 章 体現形 (保留)

第 25 章 個別資料 (保留)

第 26 章 個人

第 27 章 家族

第 28 章 団体

第 29 章 概念 (保留)

第 30 章 物 (保留)

第 31 章 出来事 (保留)

第 32 章 場所 (保留)

「第 3 部 関連」は実体間の関連を扱い、次のセクションおよび章から構成される。

セクション 6 関連総則

第 41 章 関連総則

セクション 7 資料に関する関連

第 42 章 資料に関する基本的関連

第 43 章 資料に関するその他の関連

第 44 章 資料と個人・家族・団体との関連

第 45 章 資料と主題との関連 (保留)

セクション 8 その他の関連

第 46 章 個人・家族・団体間の関連

第 47 章 主題間の関連 (保留)

付録として、次のものを付す。

コメントの追加 [A10]: 付録の項目は検討中であり、仮に挙げたものがある。

- A.1 片仮名表記法
- A.2 大文字使用法
- A.3 略語使用法
- A.4 個人の名称のための追加規定
- B 三次元資料の種類を示す用語と用いる助数詞（追加分）
- C.1 関連指示子（資料に関するその他の関連）
- C.2 関連指示子（資料と個人・家族・団体との関連）
- C.3 関連指示子（資料と主題との関連）（保留）
- C.4 関連指示子（個人・家族・団体との間の関連）
- C.5 関連指示子（主題間の関連）（保留）
- D.1 RDA と NCR の条文対照表
- D.2 ISBD とのマッピング
- D.3 MARC21 フォーマットとのマッピング
- E データ作成事例集
- F 用語解説

## #0.6 別法と任意規定

本規則では、条項番号・条項名の末尾に「別法」、「任意規定」、「任意追加」、「任意省略」を付していない条項は、すべて本則である。

### #0.6.1 別法

別法は、本則と二者択一の関係にある条項であり、対応する本則の直後に置く。ただし、本則に対する任意規定がある場合は任意規定の後に、本則に表が付随する場合は表の直後に置く。対応する本則の条項番号・条項名の末尾に「別法」の語を付すことで本則との区別を示す。複数ある場合は、それぞれの後ろに 1、2 等の連番を付して区別する。各データ作成機関は、本則と別法のいずれを採用するかについて、方針を定める必要がある。

別法を置く場合は、本則どおりの部分も繰り返し記した上で、本則と異なる部分の始点と終点に「\*」を付している。

### #0.6.2 任意規定

任意規定には、本則または別法の内容を拡充する場合と限定する場合があります、いずれも対応する本則または別法の直後に置く。内容を拡充する場合は、対応する条項番号・条項名の末尾に 1 字空けて「任意追加」の語を付すことで本則または別法との区別を示す。内容を限定する場合は、対応する条項番号・条項名の末尾に「任意省略」の語を付すことで本則または別法との区別を示す。一つの規定が内容を拡充する部分と限定する部分を同時に含む場合は、「任意規定」の語を使用する。同じ本則または別法に対応する「任意追

コメントの追加 [A11]: 現 NCR 0.10



加」または「任意省略」が複数ある場合は、それぞれの後ろに 1、2 等の連番を付して区別する。各データ作成機関は、任意規定の採否について、方針を定める必要がある。

#### #0.7 例示

NCR における例は、各規定を理解するための例示であり、本文に明記のない規定を例が暗示することはない。

例は、通常は、当該エレメントに記録すべき情報をそのまま示す。ただし、記述対象に表示された形をあわせて示す必要がある場合、または説明が必要な場合などは、その情報を丸がっこに入れて添える。

また、特定のエレメントの例において、必要に応じて他のエレメントをあわせて示すことがある。例えば、タイトル関連情報の例に本タイトルも添えて示す場合などである。

#### #0.8 優先言語・文字種の選択

データ作成機関は、優先言語および文字種を選択する必要がある。

日本語（漢字仮名まじり形）のみを選択することも、資料の言語によって、日本語（漢字仮名まじり形）と日本語以外の言語（原綴形、翻字形等、漢字仮名まじり形以外の形）を使い分けることも可能である。

選択した優先言語によって、目録用言語が定まる。

本規則の各条項では、目録用言語を日本語とする場合および英語とする場合に対応している。他の言語を目録用言語とする場合は、語彙のリストや規定に指示された語句を、必要に応じて目録用言語による表現に置き換えて記録する。

#### 付表 コア・エレメント一覧

##### 体現形の属性

##### a) タイトル

本タイトル（参照：#2.1.1 を見よ。）

##### b) 責任表示

本タイトルに関係する責任表示（複数存在する場合は最初に記録する一つ）（参照：#2.2.1 を見よ。）

##### c) 版表示

① 版次（参照：#2.3.1 を見よ。）

② 付加的版次（参照：#2.3.5 を見よ。）

##### d) 逐次刊行物の順序表示（順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および（または）年月次については最初の方式のもの、終号の巻次および（または）年月次については最後の方式のもの）

① 初号の巻次（参照：#2.4.1 を見よ。）

② 初号の年月次（参照：#2.4.2 を見よ。）

③ 終号の巻次（参照：#2.4.3 を見よ。）

④ 終号の年月次（参照：#2.4.4 を見よ。）

コメントの追加 [A12]: 現 NCR 0.6.1

コメントの追加 [A13]: 統制形への言及について検討が必要である。目録用言語への言及だけでは不自然である。選択した言語および文字種によって、統制形で優先的に使用する言語および文字種が定まる場合があり、これを盛り込みたい。

平成 29 年 2 月 3 日

e) 出版表示

- ① 出版地（複数存在する場合は最初に記録する一つ）（参照：#2.5.1 を見よ。）
- ② 出版者（複数存在する場合は最初に記録する一つ）（参照：#2.5.2 を見よ。）
- ③ 出版年（複数の種類の暦によって表示されている場合は、優先する暦のもの）（参照：#2.5.3 を見よ。）

f) 制作表示

制作年（複数の種類の暦によって表示されている場合は、優先する暦のもの）（参照：#2.8.1 を見よ。）

g) シリーズ表示

- ① シリーズの本タイトル（参照：#2.10.1 を見よ。）
- ② シリーズ内番号（参照：#2.10.8 を見よ。）
- ③ サブシリーズの本タイトル（参照：#2.10.9 を見よ。）
- ④ サブシリーズ内番号（参照：#2.10.16 を見よ。）

h) キャリア種別（参照：#2.16 を見よ。）

i) 数量（次の場合）（参照：#2.17 を見よ。）

- ・資料が完結している場合
- ・総数が判明している場合

j) 体現形の識別子（複数ある場合は国際的に認知されている識別子）（参照：#2.34 を見よ。）

**著作の属性**

a) 著作の優先タイトル（参照：#4.1 を見よ。）

b) 著作の形式（同一タイトルの他の著作、個人・家族・団体、場所と判別するために必要な場合）（参照：#4.3 を見よ。）

c) 著作の日付（次の場合）（参照：#4.4 を見よ。）

- ・条約等の場合
- ・同一タイトルの他の著作と判別するために必要な場合

d) 著作の成立場所（同一タイトルの他の著作と判別するために必要な場合）（参照：#4.5 を見よ。）

e) 著作のその他の特性（責任刊行団体など）（同一タイトルの他の著作と判別するために必要な場合）（参照：#4.6, #4.7 を見よ。）

f) 著作の識別子（参照：#4.9 を見よ。）

g) 演奏手段（音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合）（参照：#4.14.3 を見よ。）

h) 音楽作品の番号（音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合）（参照：#4.14.4 を見よ。）

平成 29 年 2 月 3 日

- i) 調（音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合）  
（参照：#4.14.5 を見よ。）

#### 表現形の属性

- a) 表現種別（参照：#5.1 を見よ。）
- b) 表現形の日付（同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合）（参照：#5.2 を見よ。）
- c) 表現形の言語（参照：#5.3 を見よ。）
- d) 表現形のその他の特性（同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合）（参照：#5.4 を見よ。）
- e) 表現形の識別子（参照：#5.5 を見よ。）
- f) 尺度
  - ① 地図資料の水平尺度（参照：#5.23.2 を見よ。）
  - ② 地図資料の垂直尺度（参照：#5.23.3 を見よ。）

#### 個人の属性

- a) 個人の優先名称（参照：#6.1 を見よ。）
- b) 個人と結びつく日付
  - ① 生年（参照：#6.3.3.1 を見よ。）
  - ② 没年（生年、没年はいずれか一方または双方）（参照：#6.3.3.2 を見よ。）
  - ③ 活動期間（生年、没年がともに不明な場合に、同一名称の他の個人との判別が必要なとき）（参照：#6.3.3.3 を見よ。）
- c) 称号（次の場合）（参照：#6.4 を見よ。）
  - ・王族、貴族、聖職者であることを示す称号の場合
  - ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合
- d) 職業・専門分野（次の場合）（参照：#6.5 を見よ。）
  - ・個人の名称であることが不明確な場合
  - ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合
- e) 展開形（同一名称の他の個人と判別するために必要な場合）（参照：#6.6 を見よ。）
- f) その他の識別要素（次の場合）（参照：#6.7 を見よ。）
  - ・聖人、伝説上または架空の個人を示す語句の場合
  - ・人間以外の実体の種類を示す語句の場合
  - ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合
- g) 個人の識別子（参照：#6.17 を見よ。）

#### 家族の属性

- a) 家族の優先名称（参照：#7.1 を見よ。）

平成 29 年 2 月 3 日

- b) 家族のタイプ（参照：#7.3 を見よ。）
- c) 家族と結びつく日付（参照：#7.4 を見よ。）
- d) 家族と結びつく場所（同一名称の他の家族と判別するために必要な場合）（参照：#7.5 を見よ。）
- e) 家族の著名な構成員（同一名称の他の家族と判別するために必要な場合）（参照：#7.6 を見よ。）
- f) 家族の識別子（参照：#7.10 を見よ。）

#### 団体の属性

- a) 団体の優先名称（参照：#8.1 を見よ。）
- b) 団体と結びつく場所（次の場合）
  - ・会議、大会、集会等の開催地の場合（参照：#8.3.3.2 を見よ。）
  - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- c) 関係団体（次の場合）（参照：#8.4 を見よ。）
  - ・会議、大会、集会等の開催地より識別に役立つ場合
  - ・会議、大会、集会等の開催地が不明または容易に確認できない場合
  - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- d) 団体と結びつく日付（次の場合）（参照：#8.5 を見よ。）
  - ・会議、大会、集会等の開催年の場合（参照：#8.5.3.4 を見よ。）
  - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- e) 会議、大会、集会等の回次（参照：#8.6 を見よ。）
- f) その他の識別要素
  - ① 団体の種類（次の場合）（参照：#8.7.1 を見よ。）
    - ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合
    - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
  - ② 行政区分を表す語（同一名称の他の団体と判別するために必要な場合）（参照：#8.7.2 を見よ。）
  - ③ その他の識別語句（次の場合）（参照：#8.7.3 を見よ。）
    - ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合に、団体の種類を使用しないとき
    - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- g) 団体の識別子（参照：#8.12 を見よ。）

#### 資料に関する基本的関連

- a) 表現形から著作への関連（参照：#42.2 を見よ。）

平成 29 年 2 月 3 日

- b) 体現形から表現形への関連（複数の表現形が一つの体現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている体現形から表現形への関連）（参照：#42.6 を見よ。）

ただし、著作と体現形を直接に関連づける場合は、次のものをコア・エレメントとする。

- a) 体現形から著作への関連（複数の著作が一つの体現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている体現形から著作への関連）（参照：#42.4 を見よ。）

#### **資料と個人・家族・団体との関連**

- a) 作成者（参照：#44.1.1 を見よ。）
- b) 著作と関連を有する非作成者（その個人・家族・団体を表す典拠形アクセス・ポイントを使用して、著作の典拠形アクセス・ポイントを構築する場合）（参照：#44.1.2 を見よ。）